

館林市報道資料

令和8年4月30日

表題	家庭の脱炭素アクションを支援！ 「脱炭素ライフスタイル推進補助金」へリニューアルします								
内容	<p>家庭での脱炭素に向けた取組をより一層促進するため、従来の「蓄電池設備等設置補助金」を拡充し、「脱炭素ライフスタイル推進補助金」としてリニューアルいたしました。</p> <p>1 補助の内容 これまでの蓄電池関連の支援に加え、日常生活に身近な3つのメニューを拡充しました。 対象機器の購入費用の2分の1（上限2万円）を地域通貨「ぼんちゃんPay」にて補助します。</p> <table border="1" data-bbox="437 943 1369 1216"><thead><tr><th>拡充メニュー</th><th>期待される効果</th></tr></thead><tbody><tr><td>①おひさま エコキュート</td><td>太陽光発電の電力を有効活用した省エネ給湯</td></tr><tr><td>②電動アシスト 自転車</td><td>自動車利用から自転車利用への転換によるCO2削減</td></tr><tr><td>③宅配ボックス</td><td>再配達削減による配送時の環境負荷低減</td></tr></tbody></table> <p>※従来の定置用・ポータブル蓄電池、V2Hの補助も実施しています。</p> <p>2 申請受付について 補助対象設置(購入)期間：令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水) 申請受付期間：令和8年5月1日(金)～令和9年3月31日(水)</p> <p>3 事業予算 予算額：400万円</p> <p>4 注意事項 本補助金は先着順での受付となります。 予算額に達し次第、申請受付を終了いたします。 申請要件や詳細については、市ホームページをご確認ください。 [https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s024/kurashi/120/090/030/20210511115410.html]</p>	拡充メニュー	期待される効果	①おひさま エコキュート	太陽光発電の電力を有効活用した省エネ給湯	②電動アシスト 自転車	自動車利用から自転車利用への転換によるCO2削減	③宅配ボックス	再配達削減による配送時の環境負荷低減
拡充メニュー	期待される効果								
①おひさま エコキュート	太陽光発電の電力を有効活用した省エネ給湯								
②電動アシスト 自転車	自動車利用から自転車利用への転換によるCO2削減								
③宅配ボックス	再配達削減による配送時の環境負荷低減								
本件の 問合せ先	地球環境課環境政策係 (TEL0276-47-5124)								



申請期間

申請 令和8年 1
期間 5/1 (金)
令和9年
~ 3/31 (水)

脱炭素 ライフスタイル 推進補助金

補助対象

▶ 温室効果ガス排出量ゼロ

▶ 災害時の停電ゼロ

NEW



太陽光余剰電力活用型給湯機
(おひさまエコキュート)

購入費用の2分の1 (上限 20,000 円)



定置用
リチウムイオン蓄電池

蓄電容量 1kwh×10,000 円(上限 50,000 円)

NEW



宅配ボックス

購入費用の2分の1(上限 20,000 円)



ポータブル
リチウムイオン蓄電池

購入費用の1/2 (上限 10,000 円)

NEW



電動アシスト自転車

購入費用の2分の1 (上限 20,000 円)

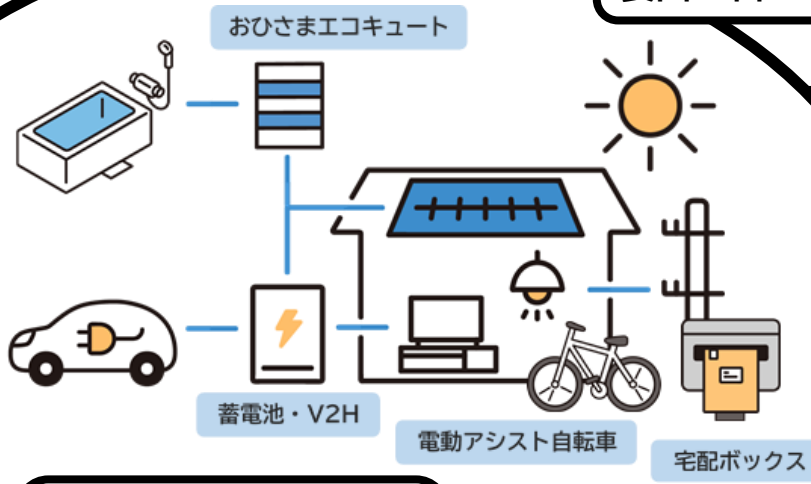


電気自動車等用
充放電システム(V2H)

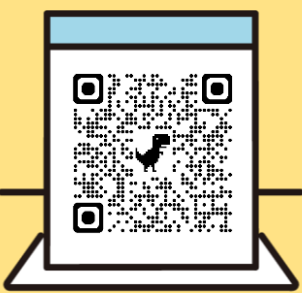
一律 50,000 円 (条件あり)



設備の要件は
裏面に書いてあるポン



館林市 脱炭素 補助金



詳しくは市HP
でチェック!

問合せ及び申請先



〒374-0019 群馬県館林市城町 1-1 館林市役所4階
地球環境課 環境政策係 TEL 0276-47-5124



✓ 補助対象者

< 次の要件に当てはまるかた >

1. 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法の規定に基づき本市の住民基本台帳に記載されている者
2. 当該者の属する世帯全員に市税(国民健康保険税を含む。)の滞納がない者
3. 館林市暴力団排除条例(平成 24 年館林市条例第 18 号)第2条に規定する暴力団員等でない者
4. V2Hが利用可能な車両を所有している者 (V2Hに限る。)

✓ 補助要件(補助対象機器)

< 共通事項 >

1. 保証開始日が交付年度内であること。(保証書が発行されない場合は、購入年月日。)
2. 新品(未使用品)であること。

< 定置用リチウムイオン蓄電池 >

1. 住宅用太陽光発電システムが設置された住宅に新たに又は同時に設置したもので、常時住宅用太陽光発電システムと接続し、再生可能エネルギーによる蓄電が可能なこと。
2. 蓄えた電力で当該住宅の照明等を稼働できること。
3. 一般社団法人環境共創イニシアチブの「ZEH化支援事業」の対象商品として登録を受けた製品であること。
4. 蓄電容量の合計が1kWh以上であること。

< ポータブルリチウムイオン蓄電池 >

1. 専用の太陽光発電パネルと接続できるもので、再生可能エネルギーによる蓄電が可能なこと。
2. 蓄電容量が 400Wh以上であること。
3. 蓄えた電力で家電製品等を稼働できること。

< 電気自動車等用充放電システム (V2H) >

1. 住宅用太陽光発電システムが設置された住宅に新たに又は同時に設置したもので、常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。
2. 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金の対象として指定された製品であること。

< 太陽光余剰電力活用型給湯機 (おひさまエコキュート) >

1. 住宅用太陽光発電システムが設置された住宅に新たに又は同時に設置したもので、常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。
2. 経済産業省資源エネルギー庁の実施する「給湯省エネ事業」の補助対象でおひさまエコキュートとして登録された製品であること。

< 宅配ボックス >

1. 住宅の敷地内に新たに又は同時に設置した製品であること。
2. 鍵、ダイヤル錠等による盗難防止機能を有していること。
3. 埋め込み又はワイヤー、アンカー等の盗難防止器具で固定されていること。
4. 荷物の受け取りを目的として販売された製品であること。(リース、レンタル品及び自作品は対象外。)

< 電動アシスト自転車 >

1. 自転車安全整備士による整備を受け、TS マークが貼られた製品であること。
2. 防犯登録を受けた製品であること。

✓ 手続きの流れ



○必要な申請書類等は市のホームページ「申請の手引き」よりご確認ください。